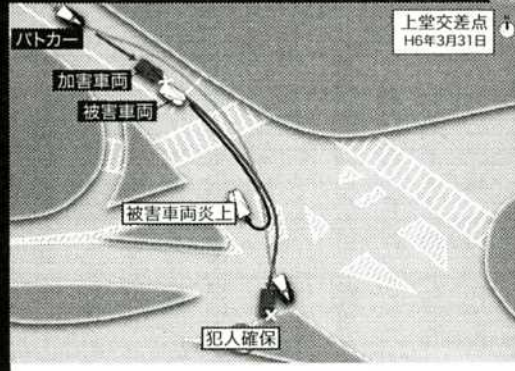
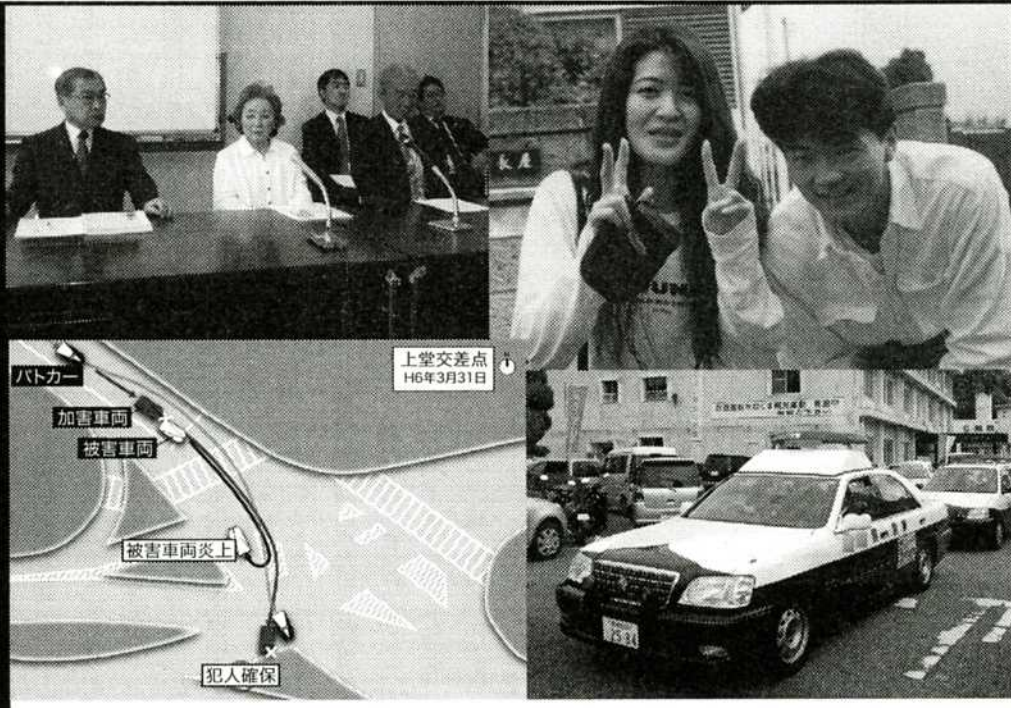


盛岡パトカー追跡巻き添え訴訟

若き息子・娘を失った老遺族の 提訴から11年、無慈悲な最高裁判決



警察活動の犠牲者は、もはや泣き寝入りするしかないのか……。今から14年前、盛岡市内で岩手県警のパトカーに追跡された逃走車が乗用車に追突し、結婚を間近に控えた男女が焼死した。遺族がパトカーの追跡の是非や事故後の救護をめぐって岩手県を訴えた民事訴訟は、このほど最高裁で棄却され、退けられた。息子と娘を「見殺し」にされた遺族の無念は、癒えることはない。

ジャーナリスト 黒木昭雄

1997年の提訴以来、11年間続いた「盛岡パトカー追跡巻き添え訴訟」で、最高裁はあっけなく原告の主張を退けた。

「私たちは全力でこの裁判に臨んできました。なぜ裁判所は事実を公正に受け止めたか、判断してくれなかったのかと失望しています」

原告で、パトカーの追跡による巻き添え事故で息子を失った中津山恵子さん(76)は肩を落とした。

「私たちがこの裁判で望んだのは、警察官の賢明なパトカー走行であり、国民全体の安全につながることでした。裁判はこういう結果になりましたが、警察に投じたこの一石は、警察内部に『これではいけない』という緊張をもたらしたと思います。子供たちの命が無駄にならないことを信じています」

事故が起こったのは今から14年前、94年3月31日の

未明のことだった。

岩手県警盛岡西警察署のパトカーに追われた車が、盛岡市内の五差路の上堂交差点で信号待ちをしていた乗用車「フェアレディZ」に追突、フェアレディZに乗っていた若い2人が車に閉じ込められ、助け出されることなく猛火に焼かれた。死亡したのは、会社員の中津山康之さんと横田恵理香さん。いずれも当時22歳で、その年の秋、2人は結婚する予定だった。逃走車両を運転していたのは18歳の少年で、追突事故の後すぐに逮捕され、「酒を飲んで、無免許で運転しているのがバレルのが怖くて逃げた」と警察に供述した。

被害者の遺族が納得できなかったのは、事故当時の警察官の行動だった。少年

生前の中津山康之さんと横田恵理香さん。この笑顔を奪い、遺族を長期間苦しめるのはだれなのか？(右上)、最高裁の判決を終え、無念の中津山さんの母・恵子さん(中央)と横田さんの父・嘉明さん(右端)。パトカーはイメージ写真

を逮捕する直前、パトカーは事故で破損したフェアレディZの横を通り過ぎたにもかかわらず、2人を救助しなかったのである。なぜ警察は2人を「見殺し」にしたのか。そして、そもそもパトカーの追跡は適切だったのか――。

国家賠償法の第1条には、こう書かれている。

「公務員の故意または過失によって他人に損害を与えたとき、国または地方公共団体は責任を負う」

この法律に基づいて、私たち国民は国や都道府県などに対し、賠償請求訴訟を起こすことができるのだが、現実には原告側の切なる声が司法を動かすことは極めて少ない。訴訟上、圧倒的に優位なのは、市民に損害を与えた被告側なのだ。

訴訟の経緯を振り返ろう。事故から3年半がたった97年9月、遺族は、

「子供たちが死んだのは、警察官が無謀な追跡を続け、破損したタンクから漏れ出たガソリンに火がついてい

ることを知りながら、適切な救護をせず、犯人の逮捕を優先したからだ」

として、岩手県警を管轄する岩手県を相手取り、総額約1億3500万円の損害賠償を求める民事訴訟を盛岡地裁に起こした。そして、7年半後の05年2月25日、盛岡地裁第二民事部の高橋讓裁判長は、

「判断するまでもなく、原告らの請求には理由がないからこれを棄却する」

として原告敗訴の判決を下した。原告側が控訴した仙台高裁でも、小野貞夫裁判長は一審判決を支持し、遺族の思いを汲み取ることなく控訴を棄却した。そして最高裁に上告して迎えた今年5月26日、最高裁第一小法廷の甲斐中辰夫裁判長は、

「上告理由は違憲としてい

るが、実質は事実誤認または単なる法令違反を主張するもので、上告理由に該当しない」

と、門前払いとされる判断を突きつけ、訴訟は事

実上終了した。

原告側の敗訴を決定付けたのは、「追跡行為に関する注意義務違反の有無」、つまり、原告側が争点をパトカー追跡の違法性まで広げたからだと私はみている。そもそも裁判所は、「公安の維持を目的とするパトカーの追跡に違法性はない」という揺るがない前提の上に立っていたからだ。したがって、「警察官が意識的に被害者を見捨てた」ことなどを示す証拠を出さない限り、裁判所が原告の主張を認めるわけがないと考えていた。

警察側の主張を 鵜呑みの裁判所

ではなぜ、パトカーで追跡した2人の警察官は、被害者を助けられなかったのか。

事故当時、たまたま現場に居合わせてその一部始終を目撃し、みずからも証言台に立った松本英樹さん(38)が言う。

「事故直後に交差点に進入

したパトカーの警察官は、交差点の反対側の歩道の縁石で動けなくなった車の近くにパトカーを止めると、

車からはい出して逃げる男のところを走り、背中を押さえて確保しました。もう一人の警察官は、パトカーに戻って誰かと無線で話していました。警察官が消火器を持ち出したのは、私がフェアレディZを指して、

『まだ人が乗っているぞ、車が燃えているぞ』と怒鳴ったあとです。パトカーがフェアレディZの横を通過した時に救出にあたっていれば、2人が焼け死ぬことは絶対ありませんでした」

ところが、2人の警察官は法廷で、被害者を助けることができなかったことについて、こう言い訳した。「パトカーと逃走車両との車間距離は100メートル以上あり、しかも夜間のために暗く、事故に気づかなかった」

「現場付近に白い霧状のもの

が大きく上がったために視界が遮られ、フェアレディZが追突された被害車両

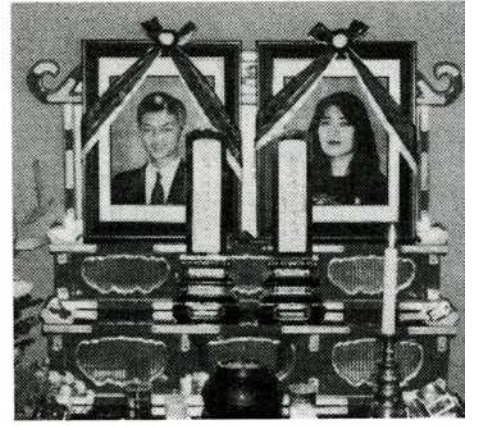
であると認識できなかった」

「追突され、その場でおよそ180度回転したフェアレディZは、ライトを点灯したまま前部をパトカーに向けて止まっていたので、対向車かと思った」

つまり警察官は、自分たちの追跡で2人の命を奪っておきながら、「事故の瞬間を目撃していない」という理由を盾に、「自分たちには責任がない」とあくまで言い張ったのだ。

こんなバカな話はない。松本さんが言う。

「そもそも事故現場の上堂交差点にはいくつもの水銀灯があるので、100メートル程度の距離で事故を目撃していないというには土台無理があります。それに、警察官が言う『白い霧状のもの』とは、フェアレディZに追突した車のラジエーターから漏れ出した冷却水が水蒸気になったものなので、そのため視界が遮られたなんてことは絶対にありません。そして警察官は、フェ



と口を揃え、信じられな
いことに、
「車両火災そのものを知ら
なかった」
とまで証言したのだ。

さらには、事故の発生か
ら「爆発火災」までの時間
はわずか73秒しかなく、仮
に被害者の救出に着手して
いたとしても間に合わなか
ったと主張した。裁判所も
こうした言い分を鵜呑みに
し、原告側の請求をすべて
退けた。

アレディZがライトをつけ
たまま交差点内に止まって
いたことを理由に『対向車』
だと思つたと主張していま
すが、フェアレディZは極
めて不自然な状態で交差点
の中に止まっており、しか
も周辺には、同色のスポイ
ラーなどの破片が多数散乱
していたのだから、子供に
でも事故車だとわかりま
す」

警察官の言い訳はそれだ
けにとどまらない。

警察官2人は、燃料タン
クから漏れたガソリンに何
らかの火が引火し、路面に
点在する炎があつたと証言
しながら、

「車が燃えるとは思わなか
った」

だが、錯誤は誰にでもあ
る。自らが招いた事故であ
れば、少なからず動転する
のが普通だ。「犯人だけでも
捕まえなければ言い訳もで
きない」。事の重大さに臆し
た警察官2人は、そう考え
たかもしれない。そして犯

人の逮捕を優先し、刻々と
時間が過ぎる中、フェアレ
ディZは炎上してしまった。
おそらくそれが真実ではな
いだろうか。だが訴訟にな
ると、事実は往々にして歪
められ、当事者の言い分は
握りつぶされてしまうので
ある。

警察側は「警察官は『車
両火災』の可能性を認識し
ていなかったのだから、結
果の発生を予見することは
できなかった」と主張した
が、この主張は警察官の見

識の低さを自ら示したに過
ぎないことをわかっている
のだろうか。それどころか、
警察は自分たちのミスで2
人の命を奪っておきながら、
謝罪するべき遺族を相手に
し、事故の発生から約15年
間にもわたって遺族を苦し
めてきた。私はこんな不幸
はないと思う。

原告の代理人を務める高
山俊吉弁護士は、
「これで終わったわけでは
ない」

とした上で、この11年間
を総括した。

「逃げ場を失った被告は
『爆発炎上』という言葉を持
ち出し『救護する時間が
なければ何もできない』と
そこに逃げ込み、裁判所は
ことごとく73秒の壁を盾に
原告の主張を蹴った。しか
し我々は、司法が警察を免
罪したことをもって了解す
るつもりはない。裁判所を
含めて警察は、国民の命を
本当に守るのかということ
をこれからも問い続けてい
きたい」

手厚く守られるべき遺族
をこれから待ち受けている
のは、総額2500万円を
下ることのない裁判費用と
弁護士への支払いなのであ
る。こんな理不尽なことを
我慢しろというならば、そ
れは行政と司法の傲慢と言
うしかない。

事故で亡くなった横田恵
理香さんの父、嘉明さん
(67)は「怒りの置き場所が
ない」と憤りながら、司法
の判断に不信感を募らせた。
「あれだけの重大事故なの
に、(立体的に現場を撮影す
る)ステレオカメラで撮影

した写真が一枚もないとい
う極めて不思議なことに對
する答えは、最後まで警察
から得られませんでした。
この分だと、警察はまだま
だ隠していることがあると
思うので、(再審請求のため
の)内部告発が届くことを
期待しています。法治国家
に生きる者として、最高裁
に対して大いなる不信と憎
悪を一緒に持ち合わせる
という自己矛盾を感じながら、
決定を受け止めなければな
らないのかと、戸惑ってい
ます」

こうした不幸な事故はま
た起こるかもしれない。し
かしそのとき、行政は、悲
しみと怒りに打ちひしがれ
る、罪のない市民をさらに
泣かせるべきではない。市
民を守る立場の行政は、ま
ずは闇雲に応訴するとい
う「建前」を改めるべきだ。で
なければ、一瞬にして無限
の幸せを失った若い2人の
御霊と、2人に代わって懸
命に責任の所在を追及して
きた年老いた遺族の苦労は、
永遠に報われることはない。